配置計画の検討経緯について



2 (市役所前交差点からの景観イメージ)



(西南上空からの景観イメージ)



(ハミングひろば付近景観イメージ)



配置提案をもとに検討した4案(庁舎内検討組織)

市庁舎配置案比較検討表

■市庁舎、消防庁舎の配置を検討するにあたり、第三分室、教育委員会を仮移転(解体)させた場合を想定し、比較検討。 (消防庁舎の配置は、緊急車両の出動動線を考慮し、第二分室北側に配置することで調整)

ing ==		A案		B案		C案		D案
概要	■角	第三分室、教育委員会ともに存置(解体しない)	■等	第三分室存置、教育委員会のみ解体(仮移転)	■第	三分室解体、教育委員会存置	■ 3	第三分室、教育委員会ともに解体
配置イメージ	27	原成本語 2	* 3	京成本語 (本の (本の (本の (本の (本の (本の (本の (本の (本の (本の	聖亨	原理本語 (日本語 日本語 日	*	東京本語 東京本語
項目	評価	考察	評価	考察	評価	考察	評価	考察
①市庁舎の位置の 自由度	Δ	・第三分室から約8m、教育委員会から約6m、施工上の離 隔した位置に計画。	0	・教育委員会側に約7m移動した位置に配置が可能。 (厳密には日影規制により移動可能範囲が決定。) ・きらっとひろばを狭めずに低層階フロアを大きく拡張する ことが可能。 ・第三分室からは、施工上約8m離隔した位置に計画。 ・配置の自由度が高まる。	0	 市役所通り側に約30mまで移動させることが可能である。 適路からの離隔をとれば、ハミングひろばが一定程度確保できる。 配置の自由度は高まる。 	0	・教育委員会側に7m、市役所通り側に約30m(日影規制に よる)まで、移動させることが可能であるが、適路からの離 隔をとれば、ハミングひろばが一定程度の確保できる。 ・配置の自由度は、最も高い。
②来庁(歩行)者動線	Δ	・市役所前交差点の歩道から、庁舎入口まで約40m	Δ	・市役所前交差点の歩道から、庁舎入口まで約40m	0	・南側に寄せる分だけ、交差点からの距離は短縮。	0	・南側に寄せる分だけ、交差点からの距離は短縮。
③きらっとひろば	•	・最大 80m×50m	Δ	・最大 87m×50m	0	・最大 80m×50m + α (庁舎北側に空地) 42m×南側移動距離	0	・最大 87m×50m+α (庁舎北側に空地) 42m×南側移動距離
④ハミングひろば ※ハミング広場・駐車場の 配置は未確定	0	・現計画 約40m×42m どおり	0	・現計画 約40m×42m どおり	(0)	・南側に移動させる距離の分、圧迫される。 (北側に空地)	(0)	・南側に移動させる距離の分、圧迫される。 (北側に空地)
⑤工事車両 (工事中の安全性)	Δ	・第二分室、第三分室の間から進入。第二分室、第三分室の 来庁者や来庁者駐車場利用者の安全確保が難しい。	0	・教育委員会解体により、西側から進入可能となる。 ・工事作業ヤードが西側に広く確保でき、来庁者との安全確保に寄与できる。	Δ	・第二分室、第三分室の間から進入。第三分室解体により、 進入路の幅の拡幅が図られるが、敷地内での第三分室用仮設 プレハブ建設の場合、動線が交替する可能性が高い。	0	・敷地西側から進入を想定し、来庁者駐車場利用者の安全確 保を柔軟に検討することができる。
⑥解体工事中の安全性 (本庁舎建設後の安全)	Δ	・市庁舎開庁後に、第二分室、第三分室、教育委員会を解体。来庁者の安全確保策に合せ、工法、工程に制約。	Δ	・市庁舎開庁後に、第二分室、第三分室を解体。来庁者の安全確保策に合せ、工法、工程に制約。	0	・市庁舎開庁後に、第二分室、教育委員会を解体。来庁者の 安全確保が図りやすい。	0	・市庁舎開庁後に、第二分室を解体。来庁者の安全確保が図 りやすい。
⑦仮設庁舎の必要性	0	・仮設庁舎不要	0	教育委員会の仮庁舎が必要(すべて移転の場合) 教育委員会が仮庁舎に移転した場合は行政運営は効率的に なる。 *仮設プレハブの場合 約233,000千円 * 旧プレストへの移転 約340,000千円 (別途休日歯科診療所の移設が必要) *・ *・	Δ	・第三分室の仮移転が必要(すべて移転の場合) *仮設プレハブの場合 約231,000千円 *旧クレストへの移転 約336,000千円 (税部門の仮移転が必要となり来庁者への負担が増える。 また、別途電算システムの移設工事費が必要)	•	教育委員会、第三分室両方の仮移転が必要 *仮設プレハブの場合 約436,000千円 *旧グレストへの移転 約631,000千円 (税部門の仮移転が必要となり来庁者への負担が増える。 また、別途電算システムの移設工事費が必要) (別途休日歯科診療所の移設が必要) (別途休日歯科診療所の移設が必要) (別途休日歯科診療所の移設が必要) (別途休日歯科診療所の移設が必要)
8日影の影響	0	・日陰の影響は最小限に抑えられる。	0	・西側に移動させた場合(7m以上)、西側の隣地に日影の 影響が出る。	0	・市役所通り側に移動させても、日影の影響は少ない。	•	・南西に移動させた場合、西側の隣地に日影の影響が出る。

基本設計(案)での配置計画

